

東かがわ市空き家バンク制度 Q&A

空き家バンク制度とは、市内に空き家をお持ちの方と、空き家を利用して定住等を希望する方のマッチングをはかり、空き家の有効活用及び本市への定住を促進するための制度です。マッチング方法は、空き家所有者の申し出により空き家バンクに物件登録し、その空き家を利用したい方の申し出により、所有者や登録事業所（登録している不動産業者）をご紹介します。

Q 1 登録に費用はかかりますか？

空き家バンクへの物件登録、利用登録など、登録に費用はかかりません。ただし、登録事業所を介して契約に至った場合は、その登録事業所に対し、仲介手数料等が発生する場合があります。

Q 2 東かがわ市に住民登録がなくても、空き家バンクに登録することが可能ですか？

市内に空き家を所有している方なら、住民登録に関係なく空き家バンク登録が可能です。

Q 3 空き家を売りたい場合も空き家バンクに登録することが可能ですか？

市内に空き家をお持ちの方なら登録可能です。

Q 4 空き家に付随する田畑、小屋、倉庫、駐車場等が存在するが、一括して登録することは可能ですか？

付属施設として紹介します。物件登録時に申し出てください

Q 5 敷地内にある納屋だけは使いたい。納屋以外の貸し出しも可能ですか？

事前にその旨を利用希望者に説明し、納得いただいた方にお使いいただくため、納屋の使用は可能です。

Q 6 古い空き家でも空き家バンクに登録できますか？

空き家の現地調査結果、大規模な改修が必要な場合は、登録をお断りすることがあります。基本的に修繕等を行わず、そのまま居住できる空き家を対象としています。

Q 7 空き家に家財が残っていますが、そのまま貸し出すことも可能ですか？

空き家の所有者、利用希望者双方の意向によって異なりますが、原則、家財や家電製品などを建物に残さないようにお願いします。

Q 8 空き家バンクに空き家を登録するにはどのような書類が必要ですか？

空き家バンク登録申請書・空き家概要調書へ必要事項を記入し、商工観光課へ提出してください。

Q 9 両親が所有している空き家を空き家バンクに登録できますか？

原則、空き家所有者本人からの申請が必要です。ただし、空き家所有者からの委任状により、所有者以外でも登録可能です。

Q 10 物件登録の際、いくらで貸せばいいのか、売ればいいのか見当がつかないのですが。

業者が価格設定をしてくれます。しかし、空き家は個人の資産ですので、ご家族等にご相談のうえ、最終的には物件登録者の方が料金設定をしてください。

Q 11 登記の手続きをしていない空き家を登録できますか。

空き家で登録はできますが、利用者との売却等契約を行う際には、所有権を整理しておく必要があります。（登記については、市は事務手続きを行いません。）

Q 12 物件登録してから、どのくらいで利用者が見つかり、契約できますか。

空き家バンクに物件登録していただくことは、あくまで情報発信の方法のひとつです。この空き家バンクへの登録が、賃貸借や売却を約束するものではありません。